

PRESS RELEASE

学校給食費無償化に合わせた給食費相当額の給付について

福岡市では、教育活動の一環である学校給食を実施する上で、食物アレルギーを有する児童生徒にも、できる限り給食を提供するよう努めておりますが、食物アレルギーの内容によっては、給食が提供できず、給食の代替となる弁当等を持参していただいております。

そのため、学校給食費の無償化を契機として、アレルギー等の身体的事情により給食の全てを喫食せず、弁当等を持参している児童生徒の保護者に対し、給食費相当額を給付する制度を導入します。

1 給付条件

アレルギー等の身体的事情により、学校給食の全献立を喫食せずに弁当を持参していること。

※給食の喫食ができない身体的な事情は、保護者が学校に提出されている書類の中で、児童生徒の主治医の意見を確認します。

2 支給額

小学校：1食単価（243.15円）×弁当持参日数

中学校：1食単価（289.47円）×弁当持参日数

3 対象期間

令和7年8月28日（2学期給食開始）から令和8年3月23日（3学期給食終了）まで

4 手続き内容

手続き等の制度の具体的内容については、2学期開始前までに、教育委員会ホームページや学校を通じた案内により周知を行います。

給付制度以外の対応として、福岡市が運営している教育支援センター（市内7か所）へ通級する児童生徒に、新たに給食を提供する方向で準備を進めてまいります。

※無償化初日の給食風景の取材については、別紙のとおり予定しておりますので、ご確認ください。なお、事前の申し込みは必要ございません。

〈問合せ先〉

○教育委員会教育支援部健康教育課（給付制度について）
課長 松吉 泰直（まつよし やすなお）
電話 092-711-4640（内線 3690）

○教育委員会教育支援部給食運営課（給食提供及び無償化初日の給食風景の取材について）
課長 野原 健（のほら たけし）
電話 092-711-4641（内線 3680）



福岡市教育委員会
Fukuoka City Board of Education

